

## 「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

### 1. 政策等の題名

住宅宿泊事業法に関する区のルール（案）

### 2. 区民等の意見提出手続の実施状況

#### (1) 実施期間

平成29年12月1日から平成30年1月4日まで  
(35日間)

#### (2) 公表方法

- ① 広報すぎなみ12月1日号及び区ホームページ
- ② 閲覧（生活衛生課、産業振興センター、区政資料室、区民事務所(6所)、図書館(13館)）

#### (3) 意見提出実績

計 33件（個人29件、団体4件） 延べ70項目

- ・ 持参 2件
- ・ 郵送・FAX・Eメール等 16件
- ・ ホームページ 15件

### 3. 提出された意見と区の考え方等

- (1) 区民等の意見の概要と区の考え方 (別紙1のとおり)
- (2) 杉並区住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例 (別紙2のとおり)
- (3) 杉並区住宅宿泊事業の適正な実施運営に関するガイドライン (別紙3のとおり)

### 4. 問い合わせ先

杉並保健所生活衛生課  
電話 03-3391-1991